

3種類の身体障害者補助犬と 身体障害者補助犬法

無断転用・転載禁止。 © 有馬もと

有馬もと PhD Political Studies: 補助犬ジャーナリスト、厚生労働省関東信越厚生局長所管 厚生労働大臣指定法人(福)日本聴導犬協会会長、日本補助犬研究所 副所長、補助犬ジャーナリスト、ADI(アシスタンス・ドッグ・インターナショナル)元理事 & 国際認定聴導犬 & 介助犬インストラクター、英国聴導犬協会国際認定聴導犬インストラクター

{補助犬の定義： 聴導犬とは、
第十六条第一項の認定を受けているもの

③聴導犬とは、生活で著しい支障のある聴覚障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、必要によって音源への誘導を行う犬で、認定を受けたものをいう。



聴導犬の仕事

煙報知器の音

↓
床に「伏せ」の姿勢で、聴覚障害者が危険に気が付くまでその場所を動かない

携帯用の鈴の音

↓
銀行や郵便局、病院などでの呼び出しの所(受付など)へ導く

笛吹きやかんの音 (ピーピーケトル)

↓
台所に導く

玄関のチャイムの音

↓
玄関に導く

ドアノック

↓
場所に導く

手元から落としたカギを拾う



呼んでいる人の
所へ導く

子供の泣き声

↓
赤ん坊や幼児の所へ導く

目覚まし時計の音

↓
布団やベッドの上に
乗って起こす

FAXの音

↓
FAXの所へ導く

料理タイマーの音

(洗濯機の終わる時間・お風呂の水が浴槽にいっぱいになる時間・電子レンジのセットした時間などにも使用できます)

↓
料理タイマーを
置いてある所に導く

Ⅱ：補助犬定義1：盲導犬 道路交通法第14条1項で規定し、 第16条第1項の認定を受けるもの}

①盲導犬は、目の不自由な方の「歩行を安全に保つ」働きをし、道路交通法(昭和35年)第14条第1項に規定する政令で定める盲導犬で、第16条第1項の認定を受けているものをいう。



道路交通法

第14条(目が見えない者、幼児、高齢者等の保護)

- ① **目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。)**は、**道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。**
- ②目が見えない者以外の者(耳が聞こえない者及び政令で定める程度の身体の障害のある者を除く。)は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。
- ③児童(6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。)若しくは幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。
- ④児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければならない。
- ⑤高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出があつたときその他必要があると認められるときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、誘導、合図その他適当な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるように努めなければならない。

補助犬法第16条第1項が定める認定とは

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬(当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む)であって当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない

{補助犬の定義:介助犬とは
第十六条第一項の認定を受けているもの}

②介助犬は生活で著しい支障のある肢体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作などの補助を行う犬で、認定を受けたものをいう。



盲導犬・介助犬と聴導犬の違い

- 盲導犬、介助犬の**モビリティ**(可動性、機動性)を重視されている。
- 聴導犬は、聴導犬の不在の状況でも、聴覚障害者の可動性はすでに確保されているとすると、最大の目的は火災や天災、事故などからの**リスク回避**であり、「聴覚障害者に**安全と安心**」の提供となる。